様式第49号（第33条関係）

|  |
| --- |
| 補装具費却下決定通知書番　　　　　号 |
|  | 〒　　　―　　　　様 | 　　　　年　　月　　日丸亀市福祉事務所長　 |
| 　　　　年　　月　　日に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。記１　申請事項２　却下の理由教示この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。 |